

雇用保険三事業の見直しについて

平成 18 年 7 月 26 日
雇用保険三事業見直し検討会

雇用保険三事業の見直しについて

1. 雇用保険三事業見直しの背景

雇用保険三事業（以下「三事業」という。）については、平成17年12月24日に閣議決定された「行政改革の重要方針」において、「労働保険特別会計については、原則として純粋な保険給付事業に限り本特別会計にて経理するものとし、労働福祉事業及び雇用保険3事業については、廃止も含め徹底的な見直しを行うものとする」とされおり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第23条第1項においても同様の規定が設けられたところである。

これを踏まえ、三事業については、失業等給付の事業に資する観点から個別の事業ごとに精査の上、真に必要な事業に限定する等事業の廃止も含め徹底的な見直しを行うことが必要である。

このため、費用負担者である事業主の団体の参画により、雇用保険三事業見直し検討会（以下「見直し検討会」という。）を開催し、三事業で行われる各事業について、事業の廃止も含め、徹底した精査を行い、個別事業の見直し・整理案及び三事業全体の再編案を策定することとしたものである。

※ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第23条第1項

労働保険特別会計において（中略）雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行うものとする。

2. 18年度における三事業

18年度における三事業については、以下のように分類される（（ ）は18年度予算額）

(1) 17年度に目標設定した事業【142事業】(3,640億円)

※独立行政法人への交付金による事業の再掲分含む。

(2) 目標未設定の事業等

ア 18年度新規事業【21事業】(40億円)

イ 上記以外の事業

① 8千万円以上の事業【11事業】(155億円)

② 8千万円未満の事業【53事業】(11億円)

ウ その他（システム経費、その他事務費及び経過措置）(227億円)

3. 事業見直し方針

2に掲げる事業の見直しに当たっては、以下の方針で精査することとした。

(1) 2(1)(17年度に目標設定した事業)及び2(2)イ①(8千万円以上で目標未設定事業)

ア 雇用保険事業の附帯事業としての合目的性

(ア) 雇用保険の失業等給付の事業に資するか。

失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等。

(イ) 合目的性を担保できるか。

いわゆる「ユーザー評価」以外のアウトカム目標が定量的に設定できるか等。

イ 手法の適切性

手法が効果的かどうか、暫定評価も活用し判断。

ウ 積極的な事業の必要性

現時点で積極的に行う必要のある事業であるか。

(注1) 必要な経過措置は19年度以降も措置。

(注2) 19年度より、三事業の各事業については、経過措置及び廃止予定事業を除き、小規模のものも含めすべて目標設定することとする。

(※) 財政制度等審議会の審議において全ての事業の目標設定の必要性が指摘されていることを踏まえ措置。

(2) 2 (2) アの事業 (18年度新規事業)

適切な目標を設定することとする。

(3) 2 (2) イ②の事業 (8千万円未満で目標未設定事業)

廃止・整理する。

4. 事業精査の結果

上記3の方針に従い、三事業による各事業（以下「雇用安定等事業」という。）について精査した結果、

① かつて勤労者福祉施設の整備等を行っていた雇用福祉事業は、失業の予防又は早期解消、労働市場の環境整備等雇用の安定に資するか、雇用の増につながるか等失業等給付の事業に資するかどうか検討したところ、必ずしもそのような目的を有していないものも相当程度あることから、事業類型としては廃止することが適当である。ただし、個別事業（事業内容等を見直したものも含む。）について、失業等給付の事業に資するものであり、かつ、効果的な事業であるものについては、雇用安定事業又は能力開発事業として実施することが適当である。

② 雇用安定事業及び能力開発事業については、成果に係る評価等により手法の適切性や積極的な事業の必要性を精査した結果、事業の廃止又は見直しを必要とするものや過剰予算となっているものもあり、徹底した整理合理化が必要である。

（参考）雇用安定事業及び能力開発事業のうち雇用安定等事業として廃止【15】（117億円）

※別紙1中×の内数

雇用安定事業及び能力開発事業のうち廃止・見直しが必要な事業【22】（666億円）

※別紙 1 中 1、2 及び 3

雇用安定事業及び能力開発事業のうち予算削減が必要な事業【12】(868 億円)

※別紙 1 中 4

※独立行政法人への運営費交付金を除く。

- ③ このような見直しにより、既存事業については、現在の経済情勢や雇用・失業情勢を前提とすると少なくとも平年度で 750 ～ 800 億円（概ね保険料率 0.5/1000 に相当）以上の予算額の削減が可能と考えられる。

※三事業に係る保険料率は 3.5/1000。雇用安定資金が一定程度に達すると 0.5/1000 引き下がる。

- ④ また、今後、当面は以下のような雇用対策に重点を置くべきである。

(1) 人口減少下において、若者、高齢者等すべての人の就業参加の実現を目的とした雇用対策の推進

ア フリーターの常用雇用化等若年者雇用対策の強化

イ 団塊世代の高齢化に対応した高齢者雇用対策の推進

ウ 育児期間中の雇用継続、能力開発、再就職の促進等両立支援対策の推進

エ 非正規労働者の安定した雇用の促進

オ 雇用情勢の厳しい地域に重点化した地域雇用対策の推進

カ 福祉と雇用の連携による障害者等の自立・就労支援

(2) 雇用のミスマッチ縮小のための求職者・労働者に着目した雇用対策の推進

ア 雇用保険受給資格者の早期再就職の促進

- イ 離職予定在職者や転職希望者の失業を経ない再就職の促進
- ウ 中小企業における人材確保及び職業能力開発の促進
- エ 雇用管理の改善による職場定着の促進等
- オ ミスマッチ縮小のための職業能力開発対策の推進

⑤ さらに、継続的な見直し体制を確立する観点から、PDCAサイクルによる目標管理の徹底と事業の合目的性、必要性及び効率性の不断のチェックを行うため、費用負担者である事業主の団体の参画を得た上で、雇用安定等事業について継続的な評価・見直しを実施するべきである。また、新規事業の創設に当たっては、予算案段階での十分なチェック等透明性を高めるとともに、既存事業の廃止・縮減といったいわゆるスクラップ・アンド・ビルドの手法の活用を図る必要がある。

⑥ 上記①～⑤について、平成19年度予算案にも可能な限り反映させるよう努めるべきである。

との結論を得た。

なお、3(1)の方針に基づく雇用安定等事業の精査結果は別紙1～5のとおりである。

精査類型と精査内容

(百万円)

	基本となる精査類型	事業数	金額
×	雇用安定等事業としては廃止することが適当。	31	14,986
1	要因分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。	5	47,440
①	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業自体の廃止又は見直しが必要。)	11	11,780
2	要因分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。	15	16,514
②	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業内容の見直し又は事業自体の廃止が必要。)	5	1,094
3	要因分析の上、事業の廃止も含め抜本的に見直しが必要。	2	2,690
③	雇用福祉事業としては廃止。(要因分析の上、事業自体の廃止も含め抜本的に見直しが必要。)	2	776
4	施策としては原則継続。予算額の適正化等が必要。	12	86,813
④	雇用福祉事業としては廃止。事業の性質上、雇用安定事業又は能力開発事業として位置づけることが適当。また、予算額の適正化等が必要。	3	2,580
5	施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。	20	41,072
⑤	雇用福祉事業としては廃止。事業の性質上、雇用安定事業又は能力開発事業として位置づけることが適当。また、必要に応じ手法の改善を行う。	20	24,599
6	集計中	2	1,477
7	18年度施行状況を見て判断。	25	23,377
⑦	雇用福祉事業としては廃止。(18年度施行状況を見て判断。)	18	11,865

※1 7及び⑦の事業については、18年度施行状況に基づき精査を行う。

※2 独立行政法人運営費交付金については、別紙5参照。

平成18年度三事業(雇用安定事業)の精査結果表

(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
1 早期再就職の促進のための需給調整機能の強化						
1	1	早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)による再就職支援プログラムの実施	3,857,388	0	早期再就職の必要性が高い求職者に対し、離職後早期の再就職を図るため、早期再就職専任支援員(就職支援ナビゲーター)を配置し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。	5
2	2	「再就職プランナー」による早期再就職支援	2,333,763	0	就職意欲が高い失業者のうち、雇用保険受給者及び自営廃業者で、非自発的理由により離職する等、特に緊要度が高い者に対し、再就職プランナーによる予約相談を取り入れた業務を行う。具体的には、各々の求職者の抱える課題に応じた就職実現プランを策定し、これに基づき希望条件等の把握等の就職支援を行う。	5
13	14	キャリア・コンサルティング事業費	753,621	0	心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者に対して就職支援アドバイザーによるキャリア・コンサルティングを実施し、求職活動における心理的課題の解決を図り、支援対象者の就職可能性を高める。	2
2 雇用機会の創出・雇用の安定						
(1)中小企業における雇用機会の創出等						
16		人材確保等支援助成金(中小企業職業相談委託助成金)	109,512		雇用管理の改善に係る計画について、都道府県知事の認定を受けた認定中小企業者等が、職業相談を外部の専門機関等に委託して実施した場合、当該措置に係る経費について一定額を助成。	7
17	18	人材確保等支援助成金(中小企業基盤人材確保助成金)	4,472,950	0	中小企業労働力確保法に基づき、中小企業における雇用機会の創出、雇用管理の改善を図るため、新分野進出等に伴い、経営基盤の強化に資する労働者(基盤人材)を新たに雇い入れた場合に、当該基盤人材1人当たり140万円(雇用機会増大促進地域の場合は1人当たり210万円)(当該基盤人材の雇入れに伴い雇い入れられた当該基盤人材以外の労働者(一般労働者)1人当たり30万円(雇用機会増大促進地域の場合は1人当たり40万円))を助成(基盤人材5人を上限。一般労働者は基盤人材と同数まで)。	5
19	20	自立就業支援助成金(高齢者等共同就業機会創出助成金)	3,384,000	0	就業機会の確保が困難である45歳以上の高齢者等3人以上が、共同して新たに法人を設立し労働者を雇い入れ、継続的雇用機会を自ら創出する場合に、事業開始に係る経費の一部を助成する。	4
20	21	自立就業支援助成金(受給資格者創業支援助成金)	4,001,756	0	失業者の自立を積極的に促進するため、失業者(雇用保険の受給資格者)自らが事業を開始した場合に創業に係る費用の1/3(上限200万円)を助成。また、同意雇用機会増大促進地域において、失業者自ら事業を開始した場合に創業に係る費用の助成限度額の引き上げ(1/2(上限300万円))や移転費の支給を実施。	4
21	24	「出会いの場」の開催	475,938	475,938	雇用・能力開発機構及び職業安定機関が主体となって、新規・成長分野企業等を対象とした各種情報提供を行うとともに、当該企業等への就業を希望する求職者との面接会を開催する。	5
(2)地域における雇用機会の創出等						
22	26	雇用対策推進協議会費	233,842	0	公共職業安定所に、事業主団体等や地方公共団体等で構成する「雇用対策推進協議会」を設置し、雇用対策に関する情報の提供、地域における産業界、事業主団体等の動き、求人の可能性や倒産・リストラの可能性等の産業雇用動向に係る情報収集及び協力依頼、各種対策の合同開催等について協議を行う。	×
23	28	地域雇用開発促進助成金(地域雇用促進特別奨励金)	3,525,880	0	雇用機会が量的に不足している地域等に事業所を設置又は整備し、その地域に居住する求職者等を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、事業所の設置・整備費用について雇い入れ規模に応じて助成。	5
24	29	地域雇用開発促進助成金(地域高度人材確保奨励金)	197,000	0	高度な熟練技能者が多数就業している地域において、高度技能労働者を受け入れ、又は当該受入れに伴いその地域に居住する求職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、その雇入れ等に係る費用について助成。	4
25	30	地域雇用開発促進助成金(沖縄若年者雇用奨励金)	554,315	0	沖縄県内において、事業所を設置又は整備し、その地域に居住する30歳未満の若年求職者等を雇い入れる事業主に対して、雇入れに係る費用について助成。	4
26	31	地域産業施策連携推進事業	624,136	0	地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、求職活動援助地域の求職者に対して、都道府県との共同プロジェクトにより特定産業に関する理解促進等を行う事業を実施する。	×
27	32	地域求職活動援助事業	1,734,960	0	地域雇用開発促進法に基づき、都道府県が策定する地域求職活動援助計画に沿って、求職活動援助地域の求職者に対して、人材受入情報の収集・提供、企業合同説明会、職業講習等を実施する。	×
28	33	地域雇用創造バックアップ事業	343,058	0	地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対して、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、その企画・構想段階において支援を行う。	×
29	34	通年雇用安定給付金(通年雇用奨励金)	3,685,791	0	積雪寒冷地において季節的業務に就く者を通年雇用した事業主に対して賃金の2分の1等を助成。	5
31		地域雇用開発活性化事業	770,588	0	地域における雇用情勢の改善、2007年問題の対応等のため、中小事業主団体等による地域の実情を踏まえた高齢者の活用、後継者の確保等を図る取組を支援する。	7
(3)雇用の維持・安定						

(単位:千円)

No.	目標 設定 事業 No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類 型
				うち独法再掲分		
32	36	雇用調整助成金	10,193,560	0	景気の変動、産業構造の変化等により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、事前に休業規模等を計画した届出を行い、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合、支払った賃金等の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。	4
(4)円滑な労働移動の推進						
33	37	労働移動支援助成金(求職活動等支援給付金)	571,922	0	再就職援助計画等の対象被保険者に、通常賃金の額以上の額を支払って求職活動等のための休暇を与える事業主に、当該被保険者1人1日当たり4,000円、当該被保険者に通常賃金の額以上の額を支払って職場体験講習を受講させる事業主に、当該被保険者の講習1日当たり4,000円(講習期間3日以上のものに限る)(職場体験講習先の開拓を実施した場合は当該被保険者1人当たり2万円(新規・成長15分野の事業を行う事業所を開拓した場合は、さらに2万円を上乗せ))、職場体験講習で受け入れた再就職援助計画等の対象労働者を離職から1か月以内に雇い入れる事業主に、当該対象労働者1人当たり10万円を支給。	3
34	38	労働移動支援助成金(再就職支援給付金)	592,673	0	再就職援助計画等の対象被保険者について、その再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者が費用を負担して委託し、当該被保険者の離職日から3か月(45歳以上の者は5か月)以内に再就職を実現した事業主に、当該委託に要する費用の1/4(1人当たり30万円を限度)(中小企業事業主は1/3(1人当たり40万円を限度))の額を支給(事業主が、再就職支援会社との委託契約上、「当該会社が、新規・成長15分野の事業主の事業所への再就職の実現に努める」旨明記し、実際の再就職先が当該分野であった場合は10万円を上乗せ。)	2
34-2	39	労働移動支援助成金(定着講習支援給付金)	75,499	0	再就職援助計画等に係る対象労働者をその離職日から3か月(45歳以上の者は5か月)以内に雇い入れ、その従事する職務に必要な知識又は技能を習得させるための20時間以上の講習(Off-JT及びOJT)を実施した事業主に、講習期間40時間以上の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり10万円、講習期間20時間以上40時間未満の場合、当該講習を受けた労働者1人当たり5万円を支給。	×
35	40-2	労働移動支援助成金(建設業新規・成長分野定着促進給付金)	84,000	0	離職を余儀なくされた建設業労働者を雇い入れ、当該労働者が従事する職務に必要な知識又は技能等を習得させるための実習その他の講習を実施した場合の経費助成等を行うもの	×
36		労働移動支援助成金(建設業新分野雇用創出給付金)	95,061	0	実施計画の認定を受けた建設事業主団体が、自ら新分野の事業を創出し、構成事業主の建設労働者を継続して雇用する労働者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に、当該事業の開始に要した費用及び対象労働者の人数に応じて助成するもの。	7
37	41	産業雇用安定センター補助金	3,444,767	0	出向等に係る情報の収集・提供、相談実施による円滑な労働移動を推進するため、①各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供、②出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能な状況等に関する情報の収集及び提供並びに相談等、③職業能力開発に関する情報の収集及び提供並びの相談、④事業主の行う雇用の安定のための諸活動に関する必要な援助の業務を実施について運営費等の一部を補助。	5
(5)産業の特性に応じた雇用の安定						
44	49	建設労働者雇用安定支援事業	151,424	0	各建設事業主等が再生に向けて取り組もうとしている具体的なニーズに対応した支援事業が十分活用できるよう、利用可能な各種支援事業の総合的な情報提供や支援事業の活用に向けた相談援助を、ワンストップサービスで提供する事業。	5
48	53	人材確保等支援助成金(介護基盤人材確保助成金)	6,295,465	0	介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主が、雇用管理の改善等において中核的な役割を担う者である特定労働者(社会福祉士等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者)を雇い入れた場合に、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成。	5
49	54	人材確保等支援助成金(介護雇用管理助成金)	190,854	0	介護分野における新サービスの提供等に伴い、介護労働者の雇用管理改善計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた事業主(以下「認定事業主」という。)が、雇用管理改善事業(就業規則・賃金規程などの諸規定の整備、健康診断の実施など)を実施した場合に、その経費の一部を助成。	7
50	56	雇用管理改善等援助事業費	653,219	0	介護労働安定センターに介護労働サービスインストラクターを配置し、介護分野の事業主等を対象として、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、より専門的な相談については、介護労働安定センターが委嘱した雇用管理コンサルタント(社会保険労務士等)が相談に応じるもの。また、介護事業所における雇用管理担当者を対象として雇用管理者講習を実施。	4
3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進						
(1)高齢者の雇用の促進						
56	63	試行雇用奨励金(中高年トライアル雇用奨励金)	840,000	0	中高年を試行的に受け入れて就業させる事業主に対して、試行雇用奨励金を支給することにより、世帯主など再就職の緊急性が高い中高年労働者の雇用確保を図ることを推進する。	7
57	64	継続雇用定着促進助成金(継続雇用制度奨励金(第I種))	43,207,990	0	継続雇用制度等の導入又は改善を行う事業主に対して助成金を支給することにより、継続雇用の推進及び定着を図り、高齢者の安定した雇用を確保する。	1
58	65	継続雇用定着促進助成金(多数継続雇用助成金(第II種))	1,918,528	0	第I種受給事業主のうち、高齢者の雇用割合が15%を超える事業主に対して助成することにより、継続雇用の定着及び推進を図り、高齢者の安定した雇用を確保する。	1
59		継続雇用定着促進助成金(雇用確保措置導入支援助成金)	40,000	0	高齢法第9条の義務化年齢を超える高齢者雇用確保措置を導入した事業主が、その雇用する55歳以上65歳未満の被保険者に対し雇用機会の確保等、職業生活の充実に資する研修等を実施した場合、当該研修等の実施に要した費用の一定割合を助成する。	7
60	66	65歳継続雇用達成事業(雇用導入プロジェクト)	1,164,039	0	65歳までの継続雇用等を促進するため、行政・経済団体・労働団体など関係セクターが連携し、その協力体制の下、各都道府県下の主要な事業主団体を選定し、その全ての傘下企業を対象として集团的に指導・助言を行うことにより、65歳までの継続雇用制度等の導入比率の向上を図る。	×

(単位:千円)

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
61	67	総合的雇用環境整備推進事業(ジャンプ65推進事業)	2,117,635	2,117,635	高齢者雇用アドバイザー活動を中心とした定年の引き上げ、継続雇用制度の導入促進、高齢者の多様な就業機会の開発等を行うことにより、高齢者の雇用就業機会の確保を図る。	3
62	68	年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤づくり事業	309,234	112,633	①年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた基盤作りに関する種々の研究等を行う。 ②年齢に関わりなく働ける社会の重要性を広く普及させる。 ③募集・採用時の年齢要件緩和のため、高齢者雇用アドバイザーが個別企業に対して専門的・技術的な相談・援助を行う。	5
65		・定年退職者等再就職支援事業	6,891	0	特に定年退職者の多く見込まれる地域において、事業主にパンフレットを配布する等して高齢者を雇用することの利点を啓発したり、高齢者の多様な就業ニーズに応え、年金支給開始年齢前に定年退職した者や65歳超の者が働くことができる求人の開拓や、面接会の開催を行う。	7
(3)若年者の雇用の促進						
67	73	試行雇用奨励金(若年者試行雇用奨励金)	8,781,750	0	職業経験、技能、知識等の不足により就職が困難な若年者等(35歳未満の者)を一定期間試行雇用することにより、企業の求める能力等との水準と若年求職者の現状の格差を縮小しつつ、その適性や業務遂行可能性を見極め、試行雇用後の常用雇用への移行を図る。具体的には、就職が困難な若年者等をトライアル雇用として受け入れる事業主に対して試行雇用奨励金(1月1人当たり5万円)を支給(最大3ヶ月。)	7
(4)就職困難者等の雇用の安定・促進						
79,80	82,83	特定求職者雇用開発助成金	35,376,537	0	高齢者、障害者等の就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部を助成することで、これらの者の雇用機会の増大を図ることを目的とし、公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により雇い入れた事業主に対して、特定就職困難者雇用開発助成金を、緊急就職支援者を雇い入れた事業主に対して、緊急就職支援者雇用開発助成金を支給。	4
4 その他職業安定関係						
82	85	キャリア交流事業費	1,342,449	0	利用求職者の多い安定所等において、特に集中的な支援が必要な求職者を対象に、キャリア交流事業(15箇所)として、集中的に求職活動に係るセミナー、グループワーク等を実施し、就職の促進を図る。	6
83	86	若年者キャリア交流プラザ事業の実施	134,237	0	若年求職者を対象として、登録制によりセミナー・ガイダンス、経験交流、キャリアコンサルティング等を集中的に実施し、再就職の促進を図る。	6
95	98	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構運営費交付金	17,619,728	0	厚生労働大臣の定めた中期目標に従い、以下の業務を実施している。 ○高齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項 ○高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うことに関する事項 ○労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項 ○障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項	別紙5
97		通年雇用安定給付金(冬期雇用安定奨励金)	4,436,220	0	積雪寒冷地において、季節労働者を離職させる際に、翌春の再雇用を予約し、冬期手当を支払うとともに冬期間に一定日以上就労させ、かつ、再雇用した事業主に対して奨励金を支給。	×
98		通年雇用安定給付金(冬期技能講習助成給付金)	2,259,603	0	積雪寒冷地において、季節労働者に対して冬期に技能講習を実施した事業主の団体等に講習助成金を、当該技能講習を受講した労働者に受講給付金を支給。	×
107		介護労働者雇用管理モデル検討会運営費	8,243	0	介護労働者の不安や悩みを解消し魅力ある職場作りを行うため、事業主が取り組むべき雇用管理のあり方について、介護分野の団体や事業者と行政の間で意見交換等の検討の場を設け、相互意識を高めていくと共に、雇用管理改善の標準的モデル・地域モデルを作り、広く情報提供することで介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主を支援する。	×
11 雇用均等・両立支援関係						
169	129	育児・介護雇用安定等助成金(ベビーシッター費用等補助コース)	620,372	0	労働者が育児・介護サービスを利用する際に要した費用の全部又は一部について、補助等を行う旨を就業規則等に規定し、実際に費用補助等を行った事業主に、その補助等の額の一定割合を助成。	7
170	130	育児・介護雇用安定等助成金(事業所内託児施設設置・運営コース)	916,988	0	労働者のための託児施設を事業所内(労働者の通勤経路又はその近隣地域を含む)に設置、運営及び増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成。	7
171	131	育児・介護雇用安定等助成金(代替要員確保コース)	220,100	0	育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた事業主に支給。	7
172	132	育児・介護雇用安定等助成金(子育て期の柔軟な働き方支援コース)	140,600	0	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できる制度(育児休業に準ずる制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ繰下げの制度、又は所定外労働をさせない制度)を、新たに就業規則等に規定し、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、これらの制度を利用した場合に、事業主に支給	7
173	133	育児・介護雇用安定等助成金(男性労働者育児参加促進コース)	100,000	0	地域において波及的効果期待できる企業を指定し、男性の育児休業取得等を促進する計画の策定など、男性の育児休業取得を始めとする男性の育児参加を可能とするような職場づくりに向けたモデル的な取組に対し、給付金を支給する。	7

(単位:千円)

No.	目標 設定 事業 No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類 型
				うち独法再掲分		
175	137	緊急サポートネットワーク事業	780,318	0	子どもの突発的な病気、急な出張等による子育て中の労働者の育児等に係る緊急のニーズに対応し、専門技能を有するスタッフを登録、あっ旋することにより、仕事と子育ての両立を支援する事業を展開する。	4
178	140	在宅就業者の再就職支援対策事業	52,820	0	在宅ワーカーの再就職に資することを目的として、在宅ワーカーがインターネット上で自らの能力を診断し、不足する知識や技術をeラーニングにより習得後、その達成度を評価し、どの分野の仕事が適しているかを確認できるシステムを運用するとともに、職業能力を客観的に示すための自己PRシートの提供、情報提供等を行う。	5
151	144	子どもを安心して産み育てられる職場づくり推進事業	263,634	0	各事業所において育児休業等の関係規定の整備を徹底するとともに、男性の育児参加促進のため企業トップを含めた職場の意識改革の促進を図る。	7
193		自立就業支援助成金(子育て女性起業支援助成金)	600,000	0	子育て期にある女性の起業を促すため、末子が12歳以下の子育て期にあり、かつ、有効求人倍率が全国平均を下回る都道府県に居住している女性が起業し、起業後1年以内に継続して雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となった場合に、起業に要した費用の一部について助成する。	7
194		女性の再チャレンジ応援のための起業支援事業	21,167	0	子育て等のため労働市場を一時離れ、就業希望を有する女性が、再び労働市場に戻るべくチャレンジできる環境を整備するため、女性の起業支援専用サイトの創設及びメンター(先輩の助言者)紹介サービス事業を実施することにより、女性の起業を支援する。	7
195		育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援総合助成金)	1,180,800	0	中小企業において仕事と子育ての両立をしやすくするため、育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者が初めて出た100人以下の中小企業事業主に対し5年間に限り特別に手厚い助成を行う。	7

平成18年度三事業(能力開発事業)の精査結果表

No.	目標設定事業No	事業名	平成18年度予算額		事業概要	精査類型
				うち独法再掲分		
2 雇用機会の創出・雇用の安定						
(5)産業の特性に応じた雇用の安定						
38	42	人材確保等支援助成金(建設教育訓練助成金(建設業務労働者就業機会確保事業を除く。))	3,304,412	0	中小建設事業主等が職業能力開発促進法に基づき都道府県知事が認定する職業訓練を行う場合の経費、中小建設事業主等が建設労働者の技能向上のための技能実習を行う場合の経費、職業訓練法人等が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動や職業訓練施設の設置整備等を行う場合等の経費等に対する助成を行うもの	5
39	43	人材確保等支援助成金(建設教育訓練助成金(建設業務労働者就業機会確保事業))	234,000	0	建設業務労働者就業機会確保事業における送出先での就業の作業環境に適応させるための教育訓練を、その傘下の事業主が雇用する建設業務労働者に受けさせた実施計画の認定を受けた建設事業主団体に対する経費助成等を行うもの。	2
4 その他職業安定関係						
85	88	職場適応訓練(職場適応訓練委託費)	32,061	0	雇用保険の受給資格者の雇用の促進を図るため、その能力に適合する作業環境への適応を容易にすることを目的として、都道府県が事業主に委託して実施する職場適応訓練に要する経費を交付。	4
86	89	日雇労働者等技能講習事業	646,113	0	日雇労働者が多数集中する地区における技能を有しない日雇労働者及び自立支援センターに入所しているホームレスで公共職業安定所長が適当と認める者を対象として、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を通じて、就業機会の確保を図る。	5
5 キャリア形成支援システムの整備						
125	99	キャリア形成促進助成金(訓練給付金)	6,578,616	0	事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせた場合、訓練に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。	2
126		キャリア形成促進助成金(職業能力開発支援促進給付金)	41,152	0	事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)の自発的な職業能力開発について支援する制度を導入し、その従業員が行った職業能力開発について支援を行った場合、要した費用等の一部を助成。	2
127	102	キャリア形成促進助成金(職業能力評価推進給付金)	81,533	0	事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に一定の資格試験等を受けさせた場合、受検に要した費用(経費及び賃金)の一部を助成。	5
128	103	キャリア形成促進助成金(キャリア・コンサルティング推進給付金)	5,370	0	事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に外部委託又は企業内にキャリア・コンサルタントを配置して一定のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合、要した費用等の一部を助成。	×
129	104	キャリア形成促進助成金(地域人材高度化能力開発助成金)	102,388	0	地域雇用開発促進法の規定に該当する一定の地域内に所在する事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。	5
130	105	キャリア形成促進助成金(中小企業雇用創出等能力開発助成金)	56,352	0	中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた事業主(雇用保険の適用事業の事業主に限る。)が、事業内職業能力開発計画に基づき作成した年間職業能力開発計画に基づき、その従業員(雇用保険の被保険者に限る。)に職業訓練を受けさせ又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援を行う場合、訓練又は従業員の自発的な教育訓練の受講に対する支援に要した費用の一部を助成。	5
131	106	企業内キャリア形成支援推進事業	1,044,112	0	企業内のキャリア形成支援体制の構築を推進するため、職業能力開発サービスセンター(47箇所)において、①事業主等に対する助言・指導、情報提供を行うとともに、②企業内キャリア形成支援の推進役である職業能力開発推進者を対象に、必要な知識・スキルを付与する講習を実施する。	2
132	107	キャリアコンサルティング実施体制の整備	3,069,321	2,976,109	労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行うことができるよう支援するため、ハローワークや雇用・能力開発機構都道府県センターの「キャリア形成支援コーナー」等において、労働者のキャリア形成に資する情報提供、相談援助を実施する。	2
6 職業能力開発情報の提供体制の充実						
133	108	職業能力開発情報を総合的・体系的に提供する体制の充実(「民間におけるeラーニングの活用の促進」)	124,274	0	労働者の自発的な職業能力開発を適切に進め、雇用の安定・拡大を図るために、労働者が職業能力開発情報を入力できるよう、職業能力開発情報を収集・整理し、総合的・体系的に提供する。	1
7 職業能力評価システムの整備						